

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 規 則

○宮城県漁業調整規則の一部を改正する規則

(水産業振興課)

一

○建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(建築宅地課)

一

### 訓 令

○文書規程の一部を改正する訓令

(県政情報・文書課)

八

## 規 則

宮城県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県規則第百二号

宮城県漁業調整規則の一部を改正する規則

宮城県漁業調整規則(令和二年宮城県規則第百三号)の一部を次のように改正する。

第五十五条に次の一項を加える。

2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る衛星船位測定送信機の機能を損なう行為をしてはならない。

第六十五条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第六十六条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六十五条第一項の改正規定(「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。)は、令和七年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県規則第百三号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則(平成二十八年宮城県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項中「第一条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 省令第三条第一項のその他所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

一 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成十二年建設省令第二十号。次号において「住宅品質確保法施行規則」という。)第四十一条第一項に規定する住宅型式性能認定書を有する場合にあつては、当該認定書の写し

二 住宅品質確保法施行規則第四十五条第一項に規定する型式住宅部分等製造者認証書を有する場合にあつては、当該認証書の写し

第三条第一項及び第二項中「第二条第一項」を「第四条第一項」に、「第一条第一項」を「第三条第一項」に改める。

第四条第一項中「第三条」を「第五条」に改め、「(様式第一号)」を削り、同条第二項中「第十一条」を「第十三条」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の軽微な変更説明書の様式は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 非住宅建築物又は複合建築物における非住宅部分 様式第一号

二 住宅又は複合建築物における住宅部分(次号に掲げるものを除く。) 様式第一号の二

三 住宅又は複合建築物における住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成

二十八年経済産業省令第一号)第一条第一項第二号イ(2)又は同号ロ(2)に規定する基準に係る軽微

な変更に限る。） 様式第一号の三

第五条を次のように改める。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げの届出)

第五条 法第十一条第一項又は第二項の規定による提出をした者が法第十三条第三項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受ける前にその提出を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能確保計画提出等取下げ届(様式第二号の二。以下この条において「取下げ届」という。)によりその旨を知事に届け出なければならない。

2 法第十二条第二項又は第三項の規定による通知をした者が法第十二条第四項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受ける前にその通知を取り下げようとするときは、取下げ届によりその旨を知事に届け出なければならない。

第六条第一項及び第二項中「第二十三条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同項第二号中「三百四の項1イ」を「三百四の項1イ(1)」に、「第三十五条第一項各号」を「第三十条第一項各号」に改め、同条第三項中「第二十三条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第七条第一項及び第二項中「第二十七条」を「第二十六条」に、「第二十三条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第八条中「第三十四条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」に改める。

第九条中「第二十六条各号」を「第二十五条各号」に改める。

第十一条第二項中「第三十七条」を「第三十二条」に改める。

第十三条から第十五条までを削る。

様式第一号第一回中「建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書」の次を「(非住宅)」や「(住宅)」や「第3条」や「第5条」及び「省エネルギー性能が向上する」や「省エネルギー性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない」及び「の省エネルギー性能が減少する」や「でエネルギー消費性能を低下させる」及び「建築物エネルギー消費性能基準に適合することから明らかな変更(計画の抜本的な)」や「基準適合が明らかな変更(建築物の用途や計算方法の)」及び「回線式線」回線式線「のAにシ印を付した」や「において、Aにチェックした」及び「Bにシ印を付した」や「Bにチェックした」及び「Cにシ印を付した」や「Cにチェックした」及び「A 省エネルギー性能が向上する」や「A 省エネルギー性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない」及び「変更する事項の□にシ印を付すこと。」や「変更内容は、□チェックに該当する事項となる」及び「空調負荷の軽減となる外皮性能の変更」や「空調調和設備等の効率の向上又は損失の低下となる変更(制御方法等の変更を含む)」と改める。

□ ④ 設備機器の効率向上・損失低下となる変更 や記号「⑥」や「④」及び「新設、増設」や「新設又は増設」及び「□にシ印を付した事項に係る具体的な変更内容」や「上記□チェックについて具体的な変更」及び「回線式線」回線式線「に変更する事項すべての□にシ印を付し、その」

や「変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、」及び「回線式線」回線式線「の省エネルギー性能が減少する」や「でエネルギー消費性能を低下させる」及び「BEI = ( ) 及び( )」を「( )」を加えて「回線式線」回線式線「のすべての□にシ印を付し、その概要を変更内容記入欄に、必要事項を第3面別紙に」や「は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第3面別紙に必要事項を」及び「回線式線」回線式線

【空気調和設備関係】

次に掲げる (イ) 又は (ロ) のいずれかに該当する仕様の変更 (イイ) 又は (ロ) に掲げる仕様の変更以外のエネルギー消費性能が向上する仕様の変更がある場合にあっては、当該仕様の変更を含む。

や

【空気調和設備関係】

次に掲げる (ア) 又は (イ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更。

及び「(イ) 外壁」や「(ア) 外壁」及び「(ロ) 熱源機器」や「(イ) 熱源機器」及び

【機械換気設備関係】

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる (イ) 又は (ロ) のいずれかに該当する仕様の変更 (イイ) 又は (ロ) に掲げる仕様の変更以外のエネルギー消費性能が向上する仕様の変更がある場合にあっては、当該仕様の変更を含む。

や

【機械換気設備関係】

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる (ア) 又は (イ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>「(い) 送風機」や「(ア) 送風機」は「(ろ) 計算」や「(イ) 計算」は「駐車場」又は「厨房」や「駐車場」「厨房」</p> <p>【照明設備関係】</p> <p>評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる仕様の変更(次に掲げる仕様の変更以外のエネルギー消費性能が向上する仕様の変更がある場合にあつては、当該仕様の変更を含む。)</p> <p>単位面積あたりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加</p> <p>を</p> <p>【照明設備関係】</p> <p>評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる(ア)に該当し、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更。</p> <p>(ア) 単位床面積あたりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加</p> <p>は</p> <p>「単位面積」や「単位床面積」</p> <p>【給湯設備関係】</p> <p>評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる仕様の変更(次に掲げる仕様の変更以外のエネルギー消費性能が向上する仕様の変更がある場合にあつては、当該仕様の変更を含む。)</p> <p>給湯機器の平均効率について10%を超えない低下</p> <p>を</p> <p>【給湯設備関係】</p> <p>評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる(ア)に該当し、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更。</p> <p>(ア) 給湯機器の平均効率について10%を超えない低下</p> <p>は</p> <p>【太陽光発電関係】</p> | <p>次に掲げる(い)又は(ろ)のいずれかに該当する仕様の変更(い)又は(ろ)に掲げる仕様の変更以外のエネルギー消費性能が向上する仕様の変更がある場合にあつては、当該仕様の変更を含む。)</p> <p>を</p> <p>【太陽光発電関係】</p> <p>次に掲げる(ア)又は(イ)のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更。</p> <p>は</p> <p>「(い) 太陽電池」や「(ア) 太陽電池」は「(ろ) パネル」や「(イ) パネル」は「変更であつて、かつ」や「変更かつ」</p> <p>様式第一号の次に掲げる様式を加える。</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

様式第 1 号の 2 (第 4 条関係)

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書 (住宅・標準計算)

(第 1 面)

|                                                                                                                                                                                      |         |       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------|
| 建築物主事 殿                                                                                                                                                                              |         | 年 月 日 |
| 申請者氏名                                                                                                                                                                                |         |       |
| 申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 5 条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。                                                                                        |         |       |
| (1) 建築物等の名称                                                                                                                                                                          |         |       |
| (2) 建築物等の所在地                                                                                                                                                                         |         |       |
| (3) 省エネ適合判定年月日・番号                                                                                                                                                                    |         |       |
| (4) 変更の内容                                                                                                                                                                            |         |       |
| <input type="checkbox"/> A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更<br><input type="checkbox"/> B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更<br><input type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更 (建築物の用途や計算方法の変更を除く。) |         |       |
| (5) 備 考                                                                                                                                                                              |         |       |
| ※ 受 付 欄                                                                                                                                                                              | ※ 決 裁 欄 |       |
| 年 月 日                                                                                                                                                                                |         |       |
| 第 号                                                                                                                                                                                  |         |       |
| 確認者                                                                                                                                                                                  |         |       |

(備考)

- 1 この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。
- 2 (4) 変更の内容において、Aにチェックした場合には第 2 面に、Bにチェックした場合は第 3 面に必要事項を記入した上で、変更の内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその交付申請に添付した図書を添付してください。
- 3 ※欄は記入しないでください。

(第 2 面)

[ A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更 ]

変更内容は、☐チェックに該当する事項となる

次の①から④に該当する変更

- ☐ ① 外皮の各部位の熱貫流率もしくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更 (外皮面積が変わらない場合に限る。)、または開口部面積が増加しない変更
- ☐ ② 通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更
- ☐ ③ 空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更 (制御方法等の変更を含む。)
- ☐ ④ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

上記☐チェックについて具体的な変更の記載欄

|       |
|-------|
| 添付図書等 |
|       |
|       |

(備考)

変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第3面)

[B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]

変更前のB E I = (            ) ≤ 0.9

変更内容は、①又は②に該当する変更となる

☐ ① 床面積

主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減

変更前の $U_A$ 値 = (            ) ≤ (            ) × 0.9

変更前の $\eta_{AC}$ 値 = (            ) ≤ (            ) × 0.9

☐ ② 外皮に係る変更で以下のいずれか

☐ 開口部の面積増加分が $\eta_{AC}$ 外皮面積の合計の1/200を超えない変更

☐ 変更する開口部面積が $\eta_{AC}$ 外皮面積の合計の1/200を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能もしくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更

☐ 変更する外皮の面積の合計が $\eta_{AC}$ 外皮面積の合計の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更

☐ 基礎断熱の基礎形状等の変更

上記☐チェックについて具体的な変更の記載欄

添付図書等

(備考)

変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

様式第1号の3 (第4条関係)

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書 (住宅・仕様基準)

(第1面)

建築主事

殿

年 月 日

申請者氏名

申請に係る住宅部分の建築物エネルギー消費性能基準への適合について、建築基準法施行規則第3条の2に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称

(2) 建築物等の所在地

(3) 省エネ適合判定年月日・番号

(4) 変更の内容

☐ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更

☐ 一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更

(5) 備考

※ 受付欄

※ 決裁欄

年 月 日

第 号

確認者

(備考)

1 この説明書は、「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準 (以下「仕様基準」という。)」を用いた住宅部分の完了検査申請の際に、申請に係る住宅に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。

2 (4) 変更の内容において、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更」にチェックした場合には第2面に、「一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更」にチェックした場合は第3面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。

3 仕様基準に定める仕様に該当しない変更を行う場合、別途省エネ適合性判定が必要となりますのでご注意ください。

4 ※欄は記入しなくても構いません。

(第2面)

〔外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更〕

|                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 変更内容は、 <input type="checkbox"/> チェックに該当する事項となる                                                                                                                              |
| 次の①から④に該当する変更<br><input type="checkbox"/> 断熱構造とする部分の変更<br><input type="checkbox"/> 外皮の断熱性能等の変更<br><input type="checkbox"/> 開口部の断熱性能等の変更<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |
| 上記 <input type="checkbox"/> チェックについて具体的な変更の記載欄                                                                                                                              |
|                                                                                                                                                                             |
|                                                                                                                                                                             |
|                                                                                                                                                                             |
|                                                                                                                                                                             |
| 添付図書等                                                                                                                                                                       |
|                                                                                                                                                                             |

(備考)  
変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第3面)

〔一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更〕

|                                                |
|------------------------------------------------|
| 変更内容は、 <input type="checkbox"/> チェックに該当する事項となる |
| <input type="checkbox"/> 暖房設備<br>変更内容記入欄 { }   |
| <input type="checkbox"/> 冷房設備<br>変更内容記入欄 { }   |
| <input type="checkbox"/> 全換気設備<br>変更内容記入欄 { }  |
| <input type="checkbox"/> 照明設備<br>変更内容記入欄 { }   |
| <input type="checkbox"/> 給湯設備<br>変更内容記入欄 { }   |
| 添付図書等                                          |
|                                                |

(備考)  
変更となる設備は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第3面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

様式第1号線1面中「提出者」や「申請者」及び「第11条」や「第13条」及び「第3条」や「第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」及び「計画を変更する」や「軽微な変更をする」及び「適合判定通知書番号」や「適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号」及び「適合判定通知書交付年月日」や「適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日」及び「適合判定通知書交付者」や「適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者」及び「様式第1号線1面中」

「※欄は記入しないでください。」や

「1 第2面から第5面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第5面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を本県で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

2 ※欄は記入しないでください。

に改め、同様式中第11面から第5面までを添える。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2（第5条関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画提出等取下げ届

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者の住所又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称

下記の提出又は通知を取り下げたいので、届け出ます。

提出又は通知年月日

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の位置

取 下 げ の 理 由

備 考

※ 受 付 欄

年 月 日

第 号

確認者

※ 決 裁 欄

(備考)

※欄は記入しないでください。

様式第四号中「第26条中」を「第25条中」に改める。  
様式第七号中「第37条」を「第32条」に改める。  
様式第九号及び様式第十号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第十六号

文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

文書規程の一部を改正する訓令

文書規程（昭和四十三年宮城県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 電子文書 文書のうち、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）であるものをいう。

第一条の二第四号を削り、同条第五号を同条第四号とする。

第五条第三号中「電子申請システムを使用した電磁的記録である情報（以下「電子申請システム文書情報」という。）の送信の際に当該情報」を「電子文書」に改める。

第五条の二の見出しを「（電子文書取扱担当者）」に改め、同条第一項中「前条第三号に掲げる事務並びに」を削り、「電子文書取扱主任」を「電子文書取扱担当者」に改め、同条第二項及び第三項中「電子文書取扱主任」を「電子文書取扱担当者」に改める。

第六条第三項中「電子情報（以下「文書情報」という。）を「情報」に改め、同条第四項中「文書情報」を「文書に関する情報」に改める。

第十条第一項第一号中「第十号」を「第八号」に改め、同項第二号イ中「あての」を「宛ての」に、

「名あて人」を「名宛人」に改め、同号ロ中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第九号及び第十号を削り、同条第二項中「封皮のあて名」を「前項の規定により送達された文書であつて、封皮の宛名」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項第一号及び第七号から第十号まで並びに第四項第一号及び第七号から第十号まで」を「第一項第一号、第七号及び第八号、第三項（前項において準用する場合を含む。）並びに第五項第一号、第七号及び第八号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第三項及び第四項の規定は、所に送信された電子文書の受領等及び所に送達された文書の登録について準用する。この場合において、第三項中「前二項」とあるのは「第五項」と、「本庁」とあるのは「所」と、「主務課」とあるのは「主務班」と、第四項中「第一項第一号」とあるのは「第五項第一号」と、「前項」とあるのは「第六項の規定により読み替えて適用する第三項」と読み替えるものとする。

第十条第五項を削り、同条第四項中「送達された文書」の下に「（電子文書は除く。）」を加え、「主務班」を「主務課。次項において同じ。」に改め、同項第一号中「第十号」を「第八号」に改め、同項第二号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第九号及び第十号を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「同項第九号及び第十号の文書」を「前項の電子文書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、本庁において、主務課に送信された電子文書又は主務課に配布された電子文書が保存されている電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）は、主務課において受領して、收受するものとする（電子文書に電子署名が行われている場合にあつては、必要に応じて、当該電子署名が適正であることを確認した上で、收受するものとする。）。ただし、当該電子文書又は当該電磁的記録媒体がその所管に属さないものであるときは、当該電子文書（電磁的記録媒体にあつては、保存されている電子文書）に係る事務を所管する主務課に回付し、又は返付するものとする。

第十三条中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、ただし書を削る。

第二十条第一項中「における回議に係る文書情報」を削り、同項第一号を削り、同項第二号中「関係する文書情報」を「文書に関する情報」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「電子情報」を「情報」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「電子情報」を「情報」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「当該決裁済の文書情報を出力することにより作成する」を「出力した」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とする。

第二十二條第三号中「電子情報」を「情報」に改める。

第二十四條第四項第一号中「電子情報の」を削り、同条第五項中「総合文書システムによる回議に

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。